ふるさと名品オブ・ザ・イヤー実行委員会　運営ガイドライン

第一章　総則

実行委員会

（目的）

第一条

ふるさと名品オブ・ザ・イヤー実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、地域の将来を支える名品の発掘、市場開拓、及びそれらを実現する人材や取組を支援することを目的とする。

（事業）

第二条

実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

一　地域の名品「ヒト・モノ・コト」を表彰する「ふるさと名品オブ・ザ・イヤー」の実施運営。

二　表彰された地域の事業者のプローモション支援・ネットワーク構築や、賛助会員組織の構築など、発展的な組織網の整備・拡大

三　実行委員会会員企業が持つノウハウを生かしたセミナーや名品をプロデュース支援する業務の提供。

四　地域産品の開発と販路開拓、観光資源を含む地域資源の開発などを行う企業（以下「地域商社」という。）の設立やその活動に対する支援。

五　そのほか実行委員会目的を達成するために必要な事業。

第二章 組織・人事

（実行委員長）

第三条

実行委員会に、実行委員長１名を置く。

２　実行委員長は、総会が選任する民間企業の個人とする。

（幹事）

第四条

実行委員会に幹事を置く。幹事は10名程度までとする。

２　幹事は、実行委員会が行う全ての業務に関し、円滑かつ着実に運営を行う責務を有する。

（幹事長）
第五条
　　幹事は、互選により、幹事長１名を選出する。幹事長は、幹事長補を複数名選任することができる。
２　幹事長は、幹事会議案の準備等を行うとともに、実行委員会が行う業務の円滑な遂行に向け必要な企画・調整にあたることとする。
３　幹事長補は、幹事長の業務を補佐する。
（任期）
第六条
　　実行委員長及び幹事に係る任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する最後の総会が集結する時点までとする。
２　実行委員長及び幹事は、再任されることができる。
３　実行委員長及び幹事は、辞任する場合においても、後任者が就任するまでは、その責務を果たさなければならない。

（幹事の解任）
第七条
　　幹事会を構成する者の中に、ふさわしくない行為、或いは言動があった際には、幹事、の４分の３以上の同意により、解任することができる。

（事務局）
第八条
　　実行委員会に事務局を置く。
２　事務局は、幹事長及び幹事長補の業務を補佐する。
３　事務局は、原則、幹事長の決するところにより、幹事が選任する者を持って構成し、幹事長がその業務を円滑に遂行する責務を有する。

（監事）
第九条
　　実行委員会は、監事を置くこととする。
２　監事は、実行委員会が行う業務及び財産の状況を調査し、並びに各事業年度に係る事業報告の監査を行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じ、幹事会及び総会に出席し、意見を述べることとする。

（オブザーバー）
第十条

実行委員会の運営目的に合致する場合、オブザーバーを置くことができる。
２　オブザーバーは原則、幹事会が承認する企業・団体・個人、官公庁地方自治体などとする。
３　オブザーバーは、必要に応じて実行委員会が開催する会議体に出席し、質問、意見を述べる事ができる。
４　オブザーバーの議決権については、会議体に応じて幹事会が判断するものとする。

（協力企業）
第十一条
実行委員会の運営目的に合致する場合、実行委員会の各事業の支援を行う協力企業を置くことができる。
２　協力企業は原則、幹事会が承認する企業・団体などとする。
３　協力企業は、会費の負担、部門賞の設定など会員企業が有する権利や義務などは持たないが、実行委員会の定める目的を自発的に支援する場合に、その役割を与えるものとする。

第三章　会員

（会員）
第十二条
実行委員会を構成する者（以下「会員」とする。）の要件として次の事項を設ける。
２　会員は、実行委員会の目的に賛同し、次条に定める入会の承認を受けた法人及び団体とする。
３　会員は、実行委員会の活動に参加し、第二条一項に定める表彰制度（以下「表彰制度」という。）における表彰部門の設定、部門賞の選定を行う。
４　会員は、表彰制度の部門賞に該当する「ヒト・モノ・コト」をふるさと名品オブ・ザ・イヤー地方創生賞に応募する権利を有する。

（通称）
第十三条
会員の通称は公式サポーターとする。

（入退会）
第十四条
実行委員会に入会しようとする者は、幹事会の推薦を受け、幹事会においての半数以上の承認を得ることとする。

２　実行委員会を退会しようとする者は、原則、年度ごとに入退会の意思を表明すること。年度内にやむを得ない理由にて退会を希望する場合は、退会日の一箇月より前までに、その旨を届け出なければならない。

（会費）
第十五条
　　会員は、以下に定めるところにより、年会費を支払わなければならない。
　一　会員の会費は、一律一口三十万円を会費とする。
　二　幹事会の会費は、一律五口以上とする。
２　会費の納入は年一回とし、幹事の認めるところにより、当該事業年度内に納入する。
３　総会における議決は、会費の口数に関わらず、各会員一票の議決権とする。

（除名）
第十六条
　会員が実行委員会の名誉をき損、又は実行委員会の目的に反する行為をした場合は、総会において４分の３以上の同意によりこれを除名することができる。

（返還請求権の放棄）
第十七条
　第十四条第二項又は第十六条の規定により、退会又は除名となった会員は、既に納入した会費その他の拠出金品等の返還は請求できない。

第四章　会議
（種別）
第十八条
　実行委員会の会議は、総会及び幹事会とする。

（総会）
第十九条
　　総会は会員をもって構成し、その過半数の参加により成立するものとする。必要に応じオブザーバーを招集する。このガイドラインに定めるもののほか、次の事項を議決する。
　　一　事業計画の決定
　　二　収支予算の決定
　　三　事業報告の承認
　　四　収支決算の承認
　　五　その他実行委員会の運営に関する重要事項

（幹事会）
第二十条
　　幹事会は、幹事をもって構成し、このガイドラインに定めるもののほか、実行委員会の目的を達成するために必要な事項並びに実行委員会の活動及び運営に係る事項を審議する。
３　幹事会は、幹事長が議事進行にあたる。
４　幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
５　緊急かつ重要な事項については、持ち回り（電子メールまたは書面）幹事会により決定又は承認することができる。

（開催）
第二十一条
　　総会は、原則、各事業年度の開始及び終了時点において開催することとする。
２　幹事長は、重要事項に係る決定又は協議が必要と判断した場合、幹事会の決するところにより、総会を招集をすることができる。
３　幹事長は、必要と判断した場合、幹事会を招集することができる。幹事長は、幹事から会議の目的たる事項を示して開催を要求された場合、誠実に対応しなければならない。

（議決）
第二十二条
　　総会及び幹事会における議決は、このガイドラインに定めるもののほか、総会に参加する者の過半数、幹事会を構成する者の過半数の同意をもって行う。
２　会議体の意見が可否同数となる場合には、実行委員長の決するところにより、議決を得ることとする。

（専決事項）
第二十三条
　　幹事長は、緊急かつ軽微な事項については専決することができる。
２　幹事長は、前項により専決した事項について、総会及び幹事会に報告しなければならない。

第五章　資産及び事業計画等
（事業年度）
第二十四条

実行委員会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（資産）
第二十五条
資産は、事務局が管理し、その方法は幹事会の議決を経て定める。

（事業計画及び予算）
第二十六条
実行委員会の事業計画及び予算は、事務局が作成し、第 16 条第１項に定める総会において決定する。ただし、総会までの間の当該年度に必要とする予算は幹事長が専決することができる。

（事業及び決算）
第二十七条
実行委員会の事業報告、並びに収支報告は事務局が作成し、通常総会において承認を得なければならない。

第六章 ガイドラインの変更

（ガイドラインの変更）
第二十八条
本ガイドラインは、総会に参加する者の４分の３以上の同意を得なければ変更することはできない。

第七章　解散

（解散）
第二十九条
実行委員会は、次の各号に掲げる事由により解散する。
一　実行委員会の目的が達成されたとき又は達成が不可能となったとき。
二　総会に参加する者の４分の３以上の同意があったとき。

（残余財産の処分）
第三十条
実行委員会が解散する際に存する残余財産の処分は、総会の議決を得てこれを決定する。

第七章 雑則

附則

本ガイドラインは、平成 28 年 8 月 9 日の総会をもって施行する。